

財政援助団体等監査結果報告書 (横須賀公園墓地管理グループ)

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年8月22日から同年12月19日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) 横須賀公園墓地管理グループ（以下「公園墓地管理グループ」という。公園墓地管理グループの概要については別紙に記載）が行った公の施設である横須賀市営公園墓地（以下「公園墓地」という。公園墓地の概要等については別紙に記載）の管理に係る令和4年度における出納その他の事務（必要に応じて令和5年度分を含む。）
- (2) 公園墓地を所管する部局（建設部）の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い、関係法令等にとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

- (1) 公の施設に係る収支状況について
公園墓地の管理に関する業務の収支実績（令和4年度）は次のとおりである。

収入合計は1億2,038万円^(注)であり、その主なものは指定管理料1億1,990万円となっている。支出合計は1億1,453万円であり、その主なものは委託費5,131万円、人件費2,232万円、事務費1,910万円となっている。

これらにより、収支差額は585万円のプラスとなっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

(2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

ア 基本協定書によると、市は基本協定書管理物品に示す物品等は無償で指定管理者に貸与することとし、指定管理者は物品等について常に良好な状態で管理しなければならないとされている。公園墓地管理事務所に保管されていた複写機について、同協定書管理物品に記載されていたものの、10年以上の長期間使用されておらず遊休状態となっていたので、必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。

イ 基本協定書によると、指定管理者は会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて市に報告しなければならないとされている。令和4年度の事業報告書に添付された「令和4年度 意見・要望等一覧」について、令和4年11月から令和5年3月までの意見・要望等のうち36件の記載が欠落していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(3) 意見

次に述べる事項について、検討されたい。

公の施設の管理に係る出納その他の事務（市）

墓所設備の設置については、公園墓地条例に基づき公園墓地条例施行規則において普通墓地及び芝生墓地の墓所に設備できる施設、墓碑の高さ等の墓所設備基準が定められており、公園墓地指定管理業務の仕様書に定められた業務として指定管理者が墓所設備に関する書類の受付、審査、指導及び監督を行っている。市は、月毎及び年度の報告書で墓碑等建設工事(変更)届、完了届等の受付件数、墓碑建立数等について指定管理者から報告を受けているものの、報告方法は仕様書等

で定められておらず、墓碑等建設工事(変更)届等に記載された工作物等の内容に関する報告を求めていなかった。

しかし、市としては、公園墓地条例施行規則に定められた墓所設備基準に適合する墓所設備が設置されているかについて把握するとともに、指定管理者による墓所設備に関する書類の審査、指導及び監督の状況について確認する必要もあると考えられることから、墓所における工作物等の内容に関する適切な報告方法について検討されたい。

(別紙)

1 公園墓地及びその管理に係る概要

名称(所在地)	横須賀市営公園墓地(横須賀市大矢部六丁目1033番地)
設置目的	公園墓地条例に基づき、広く市民に墓地を提供すること
施設の概要	敷地面積：55.5ヘクタール 墓所施設：普通墓地 7,274区画 芝生墓地 17,726区画 合葬墓 300区画 期限後合祀型合葬墓 3,150体分 休憩所 1棟(2室)
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
協定に基づく管理業務範囲	1 休憩室の使用許可に関すること 2 管理施設の施設及び設備の維持管理に関すること 3 未納者に対する納付指導に関すること 4 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事項に関すること
主な運営財源	指定管理料

2 公園墓地管理グループの概要

名称	横須賀公園墓地管理グループ
設立年月日	令和4年3月31日
構成団体	代表団体 名称：西武造園株式会社 所在地：東京都豊島区長崎五丁目1番34号 代表者：取締役社長 大嶋 聡 構成団体 名称：福利園建設株式会社 所在地：横須賀市岩戸三丁目27番25号 代表者：代表取締役 福島 康人 名称：株式会社不二テクノ 所在地：横須賀市小川町14番地1 代表者：代表取締役 久保田 康雄

3 公園墓地の主な管理状況(令和4年度)

区 分	実 績
休憩室の使用許可	457件
休憩室の利用者数	1,897人
各種申請書等の受付	4,219件

4 公園墓地の管理に関する業務の収支計算書（令和4年度）

（単位：円）

区 分	金 額
1 収入	120,389,096
指定管理料	119,900,000
その他収入	489,096
2 支出	114,538,423
人件費	22,326,210
賃金	8,737,376
事務費	19,107,141
委託費	51,315,000
事務経費	13,052,696
収支差額	5,850,673